

# 届出に関する期日等早見表

H19.4.1 より

	ひたちなか市 公害防止条例	茨城県生活環境の保全等に関する条例					特定建設作業
		ばい煙・粉じん ・排水	揚水・悪臭	騒音	振動		
<b>特定施設等の設置</b> (新たに特定施設を設置する時)	届出受理日から 30日を経過 した後に設置	届出受理日から 60日を経過 した後に設置	届出受理日から 30日を経過 した後に設置	届出受理日から 30日を経過 した後に設置	届出受理日から 30日を経過 した後に設置	届出受理日から 30日を経過 した後に設置	<b>特定建設作業 実施の届出</b>  作業開始日の 7日前まで
<b>特定施設等の使用</b> (条例改正等で既存施設が対象となった時)	施行日から 30日以内	施行日から 30日以内	施行日から 30日以内	施行日から 30日以内	施行日から 30日以内	施行日から 30日以内	
<b>特定施設等の変更</b> (構造等の変更・数等の変更を実施する時)	届出受理日から 30日を経過 した後に設置	届出受理日から 60日を経過 した後に変更	届出受理日から 30日を経過 した後に変更	届出受理日から 30日を経過 した後に変更	届出受理日から 30日を経過 した後に変更	届出受理日から 30日を経過 した後に変更	
<b>氏名等変更</b> (社名や代表者等が変更になった時)	変更した日から 30日以内	変更した日から 30日以内	変更した日から 30日以内	変更した日から 30日以内	変更した日から 30日以内	変更した日から 30日以内	
<b>特定施設等の使用廃止</b>	廃止した日から 30日以内	廃止した日から 30日以内	廃止した日から 30日以内	廃止した日から 30日以内	廃止した日から 30日以内	廃止した日から 30日以内	
<b>承 継</b> (譲渡・貸借・合併等で地位を承継した時)	承継した日から 30日以内	承継した日から 30日以内	承継した日から 30日以内	承継した日から 30日以内	承継した日から 30日以内	承継した日から 30日以内	
<b>適用地域</b>	市内全域	市内全域	市内全域	旧那珂湊市の 工業専用地域	工業専用地域	旧那珂湊市の 工業専用地域	
<b>届出先</b>	ひたちなか市 環境保全課	ひたちなか市環境保全課 (ただし、揚水特定施設及び悪臭特定施設の一部のみ届出先は県北地方総合事務所環境保全課)					

注) 「〇〇日を経過」と表示されているものは、期間を短縮することが出来る。(内容、理由等が認められた場合に限り。)

## 期日の算出(計算)の例

届出受理日から60日を経過した後



工事開始日の30日前まで



〇〇した日から30日以内

